

第 19 回たつの市農業委員会総会（6 月定例会）議事録

令和 7 年 6 月 25 日（水）午前 10 時から第 19 回たつの市農業委員会総会（6 月定例会）を新館 3 階 301・302 会議室において招集した。

出席委員 19 名

1	三村 誠	2	酒井 幸男	3	森下 長幸	4	松本 有史
5	福田 敏和	6	河井 由一	7	石田 政行	8	八木 正邦
9	松田 泰政	10	井上 昇造	11	水田 達實	12	田淵 大勝
13	岩田きん子	14	井上 親志	15	瀧口 節子	16	真殿 利晴
17	苗村 武大	18	猪澤 敏一	19	前田喜代和		

事務局の出席者 3 名

局 長	大野 泰弘	主 幹	井上 吾郎	副主幹	近藤 由香
-----	-------	-----	-------	-----	-------

1 開 会

- 会長（猪澤敏一委員）
あいさつ（内容省略）

2 開会宣告

- 議長（猪澤敏一委員）
只今から第 19 回たつの市農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は 19 名でありますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、会議は成立しております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

- ・利用目的の変更届について
- ・農地法第 4 条の規定による使用目的変更の届出について
- ・農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について
- ・農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定の届出について

を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

3 会議宣告

○議長（猪澤敏一委員）

これより会議に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定に基づき、1番三村誠委員、2番酒井幸男委員にお願いします。

（「はい」）との声

次に、日程第2「議案第115号 非農地証明願の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第115号 非農地証明願の承認について」

農地法第2条に規定する農地ではない旨の証明願が5件出ておりますのでご説明いたします。

1件目の願い出地は、誉田町[]の登記地目・畑、現況は宅地、面積は148㎡でございます。願い出人は、[]、平成5年に倉庫が建築され宅地化し、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、建物の全部事項証明書により確認し、宅地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

2件目の願い出地は、揖西町[]の登記地目・畑、現況は雑種地、面積は256㎡でございます。願い出人は、[]、約40年前には雑種地の状態で、約30年前に敷地の一部に倉庫を建築し、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、平成11年撮影の空中写真及び地元自治会長の証明により確認し、雑種地であると判断しました。また、

担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

3 件目の願い出地は、神岡町■■■■の登記地目・田、現況は雑種地、面積は 925 m²でございます。願い出人は、■■■■、約 50 年以上前から造園業の資材置場に使用され、20 年以上前には石材の外、竹木、雑木等が繁茂し根をはっており、申請地の 8 割近くを占め、農地として復元できない状況で現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 16 年撮影の空中写真及び地元自治会長の証明により確認し、雑種地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在もほぼ同様の状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

4 件目の願い出地は、揖保町■■■■の登記地目・畑、現況は宅地、面積は 68 m²でございます。願い出人は、■■■■、昭和 50 年頃に物置、昭和 55 年頃に納屋が建築され宅地化し、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、家屋登載証明により確認し、宅地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

5 件目の願い出地は、御津町■■■■の登記地目・畑、現況は原野、面積は 224 m²でございます。願い出人は、■■■■、平成 11 年に相続した以前からすでに原野化し、現在に至っており、この度、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の空中写真及び地元自治会長の証明により確認し、原野であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 115 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第3「議案第116号 農地法第3条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

なお、2 件目の番号 1002 については、私、猪澤に関する事項を含んでおり、3 件目の番号 1003 については、[REDACTED]委員に関する事項を含んでおります。

農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事参与が制限されますので、先にこれ以外の案件を審議することといたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 116 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 7 件出ておりますが、2 件目の番号 1002 及び 3 件目の番号 1003 を除いて、先にご説明いたします。

1 件目の申請地は、神岡町[]の田で、面積は 1,915 m²、
譲受人は[]、譲渡人は[]

耕作管理が困難なため、以前から耕作をしてもらっていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

4 件目の申請地は、揖西町 [redacted] 及び [redacted] の畑及び田で、合計面積は 1,905 m²、譲受人は [redacted]、譲渡人は [redacted]、譲渡人は市外居住で耕作管理が困難なため、空き家付き農地を取得し耕作を希望している譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、必要な農機具については購入及び譲渡人から無償譲与を受けるとともに、水稻、露地野菜及び果樹を作付けするための営農計画をたてており、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

5 件目の申請地は、揖保川町 [redacted] 及び [redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、及び [redacted]、及び [redacted] の全 15 筆の田及び畑で、合計面積は 11,364 m²、譲受人は [redacted]

[redacted]、譲渡人は [redacted]、譲渡人は耕作管理が困難なため、同じ地域の法人営農組織である譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。また、譲受人は、農地所有適格法人としての申請であり、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件のすべてを満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

6 件目の申請地は、揖保川町 [redacted] の田で、面積は 1,332 m²、譲受人は [redacted]

[redacted]、譲渡人は [redacted]、譲渡人は高齢で耕作管理が困難なため、同じ地域の法人営農組織で

ある譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。また、譲受人は、農地所有適格法人としての申請であり、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件のすべてを満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

7 件目の申請地は、御津町 [] の田で、面積 990 m²、譲受人は []、譲渡人は []、譲渡人は市外居住で耕作管理が困難なため、以前から耕作をしてもらっている譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 116 号」は、番号 1002 及び番号 1003 を除き、原案のとおり承認することに決しました。

次に 3 件目の番号 1003 についてですが、[] 委員に関する案件となりますので [] 委員には、一時退出をお願いします。

([] 委員 退出)

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

申請地は、掛西町 [] の田で、面積は 1,609 m²、譲受人は []、譲渡人は []、譲渡人は市外居住で耕作管理が困難なため、地域で耕作をしている譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 116 号」、番号 1003 は、原案のとおり承認することに決しました。

([] 委員 入室)

次に 2 件目の番号 1002 についてですが、私、猪澤に関する事項を含んでおりますので、退席いたします。

この案件に関する議事進行は八木職務代理者へお願いします。
(猪澤委員 退席)

○議長（八木正邦委員）

会長が退席の間、議長を務めさせていただきます。

それでは2件目の番号1002について、事務局に議案を朗読させ説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

申請地は、揖西町[REDACTED]の田で、面積は2,003㎡、譲受人は

[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]、

譲渡人は市外居住で耕作管理が困難なため、地域で耕作をしている譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。また、譲受人は、農地所有適格法人としての申請であり、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件のすべてを満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（八木正邦委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第116号」、番号1002は、原案のとおり承認することに決しました。

ここで議長を交代します。

(猪澤委員 入室)

次に、日程第4「議案第117号 農地法第3条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第117号 農地法第3条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3条贈与の案件が1件出ておりますので、ご説明いたします。

申請地は、新宮町 [] 及び [] の畑で、合計面積は210 m²、譲受人は []、譲渡人は []、譲渡人は病気等で耕作管理が困難なため、妻である譲受人に農地を贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、以前から申請地を実の両親と共に耕作しており、畑を耕作する農機具も所有しているため、今後も、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 117 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 5「議案第 118 号 農地法第 4 条の規定による使用目的変更に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 118 号 農地法第 4 条の規定による使用目的変更に対する意見について」

4 条案件が 2 件出ておりますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、新宮町 [REDACTED] 及び [REDACTED] の畑で、合計面積は 837 m²、申請人は、[REDACTED]、転用目的は、栗栖川河川改修工事に伴う土地収用移転により、自己住宅を移転し新築するものです。

農地区分は、集団性のある農地である第 1 種農地（1－（1））ですが、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設であり、一部介在農地があるものの、北側及び東側には住宅等の立ち並びがあることから、例外的許可事由（⑤－5）に該当すると判断します。

土地の造成期間は許可日から 30 日間、住宅の建設期間は造成完了後から 150 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄う予定であり、残高証明書により、必要な資金が準備できることを確認しました。

建築許可申請等、他の法令による手続きは申請中ではありますが、転用の妨げとなる権利設定はありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2 件目の申請地は、揖保川町 [REDACTED] の田で、面積は 780 m²、転用面積は内 450 m²、申請人は、[REDACTED]、転用目的は自己住宅の建築です。

農地区分は、住宅、事業の用に供する施設等が連たんする第 3 種

農地（3－（3））に該当すると判断します。

土地の造成期間は許可日から 30 日間、住宅の建設期間は造成完了後から 120 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄う予定であり、息子との建築資金承諾書及び金融機関の事前審査結果にて、必要な資金が準備できることを確認しました。

建築許可申請等、他の法令による手続きは申請中ではありますが、転用の妨げとなる権利設定はありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

なお、申請地の一部において、申請者が営んでいた[]の露天駐車場として使用され、そのままの状態であることから、始末書の提出がありましたが、今回の農地転用の際に農地に復旧し、果樹等を植栽する旨を確認していることから、支障はないものと考えます。

よって、いずれも農地法第 4 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 118 号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 6「議案第 119 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 119 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」

5 条使用貸借権設定の案件が 1 件でしておりますので、ご説明いたします。

申請地は、新宮町[REDACTED]の田で、面積は 371 m²、農地区分は、住居等が連担する区域に近接（おおむね 500m 以内）かつ農地（等）の集団規模 10ha 未満の第 2 種農地（2－（3））に該当すると判断します。

申請人は、借受人が[REDACTED]、貸出人は[REDACTED]、転用目的は、祖父である貸出人が所有する土地を使用貸借し、戸建住宅を建築するものでございます。

土地の造成期間は許可後から 90 日間、住宅の建設期間は造成後から 180 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄う予定であり、金融機関の事前審査結果から、必要な資金が準備できることを確認しました。

建築許可申請等、他の法令による手続きは申請中ではありますが、転用の妨げとなる権利設定はありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 119 号」は原案のとおり許可相当とし

て意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第7「議案第120号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第120号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」

5条所有権移転・売買の案件が1件でおりますので、ご説明いたします。

申請地は、神岡町[REDACTED]の田で、面積は1,045㎡、農地区分は、住宅、事業の用に供する施設等が連たんする第3種農地（3-（3））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の設置です。

土地の造成期間は許可日から90日間、施設の建築期間は許可後から180日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はありませんが、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありません。

んか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 120 号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

4 閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前 10 時 28 分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 6 月 2 5 日

たつの市農業委員会議長
(会 長)

議事録署名委員
(1 番 三村誠委員)

議事録署名委員
(2 番 酒井幸男委員)